

# 評議員推薦加盟団体規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、評議員推薦加盟団体に関し必要な事項を定める。

(評議員推薦加盟団体)

第2条 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、評議員推薦加盟団体という。）として、次の団体を認める。

- (1) 都道府県サッカー協会（計47）
  - (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）
  - (3) Jリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18）
  - (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
  - (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
  - (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
  - (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
  - (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
  - (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
  - (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
  - (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
  - (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- 2 評議員推薦加盟団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
- 3 評議員推薦加盟団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員推薦加盟団体としての資格を喪失するとともに、当該評議員推薦加盟団体からの推薦により評議員会で選任された評議員もその資格を喪失するものとする。
- (1) 当該団体が解散した場合
  - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
  - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
- 4 評議員推薦加盟団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関において適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推薦するものとする。
- 5 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の氏名を届ける方法によるものとする。
- 6 評議員は、評議員推薦加盟団体より推薦された評議員候補者より選任されなければならない。
- 7 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員推薦加盟団体は、当該退任した評議員に代わる新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。
- 8 前項に基づき推薦を受けて選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(新たな評議員推薦加盟団体の認定)

第3条 本協会は、加盟団体規則第12条に定める各種の連盟を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該連盟は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会の加盟団体であること
  - (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
  - (3) 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること
  - (4) 全国的規模の大会を定期的に主催していること
  - (5) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
  - (6) 加盟団体規則第14条1項各号に定める要件を満たしていること
- 2 本協会は、加盟団体規則第13条に定める関連団体を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該関連団体は次の要件を満たさなければならない。
- (1) 本協会の加盟団体であること。
  - (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
  - (3) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること
  - (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
  - (5) 加盟団体規則第14条第2項各号に定める要件を満たしていること
- 3 理事会は、新たに評議員推薦加盟団体となることを希望する各種の連盟又は関連団体について、その適格性を厳格に審査する。

- 4 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて評議員推薦加盟団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(評議員推薦加盟団体の義務)

第4条 評議員推薦加盟団体は、次の事項に変更があったときは、本協会に届け出なければならない。

- (1) 当該団体の役員
- (2) 当該団体の定款及び諸規則
- 2 評議員推薦加盟団体は、当該団体の社員総会、評議員会、理事会等の意思決定に関する機関及びその他の機関の構成員の選任又は解任並びに当該団体の運営を、関連法令に基づき適正かつ公正に実施しなければならない。
- 3 前2項に定めるものの他、評議員推薦加盟団体は、別に定める本協会の加盟団体又は加盟チームとしての義務を負う。
- 4 評議員推薦加盟団体が前3項に定める義務を怠った場合は、評議員会は、当該団体の評議員推薦加盟団体としての資格を取消することができる。

(改正)

第5条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第6条 本規則は、2017年4月13日から施行する。